

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合の 保育の協力依頼について

2020年12月1日 桃陵乳児保育園 桃陵保育園

当園での新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、下記の事例が生じた場合は、京都市との協議の上で、保護者の皆様に家庭での保育の協力をお願いすることがあります。

保護者の皆様には、御負担をおかけしますが、当園での感染拡大防止を徹底するため、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1.保護者がPCR検査の対象となった場合

- *PCR検査の対象となった方は、新型コロナウイルスに感染しているかがわからない状態であることから、検査結果が出るまでは、感染している可能性があるため、公共交通機関を避け、自宅で過ごしていただくことが基本とされています。
- *このため、家庭内での感染が多い状況も踏まえ、保護者がPCR検査の対象となった場合は、感染拡大防止のため、家庭での保育をお願いさせていただくことがあります。

2.勤務先で感染者があり、保護者がPCR検査の対象となるかわからない場合

- *保護者の勤務先で患者が発生し疫学調査が実施され、結果が判明するまで(濃厚接触者が特定されるまで)、自宅待機を求められている場合は、家庭での保育をお願いさせていただくことがあります。

3.保護者が「濃厚接触者」としてPCR検査を受け、結果が「陰性」だった場合

- *保護者が「濃厚接触者」として検査を受けた場合、「陰性」であっても、引き続き健康観察期間(通常、患者との最終接触日から14日間)は保護者は自宅待機を行います。
- *健康観察期間中に発症した場合、お子様に感染する可能性もあることから、保護者が自宅待機している場合は、家庭での保育をお願いさせていただくことがあります。
- *なお、保護者が体調不良のため医療機関を受診してPCR検査を受ける場合など、患者との接触がなく、保健所等から健康観察を指示されていない場合は、家庭での保育をお願いすることはありません。

4.保護者以外の同居家族がPCR検査の対象となった場合

- *同居家族の方がPCR検査の対象となった場合も、上記1～3と同様、家庭での保育をお願いさせていただくことがあります。

【1～4については、保護者の方の世帯の様子に応じて、個別に相談させていただきます】

5.保育料の取扱いについて

- *本市設から、上記1～4に係る家庭での保育をお願いした期間について、家庭での保育に御協力いただいた場合は、保育料・利用料の減額対象となります(ただし、減額については京都市との協議が必要となるため、減額の対象になるかは別途お知らせいたします。)
- *減額にかかる手続きにつきましては、後日、準備でき次第、お知らせいたします。

6.登園前の健康観察の実施等

- *引き続き、登園前に、発熱や咳などの風邪の症状はないかなど、健康観察をおこなってください。
- *お子様に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合(発熱等の症状が改善してから24時間経っていない等)は当園に連絡いただき、登園を控えてください。

7.その他

- *家庭での保育の協力依頼等の対応をお願いする場合に該当しなくても、これまでと同様に、お子様や御家族の方がPCR検査等を受けられる場合や検査結果が判明した場合(陰性の場合も含む)には、速やかに当園まで御連絡いただきますようお願いいたします。